

## 和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を説明し、市民の理解と協力のもとで良好な居住環境の確保と安全で住み良いまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道をいう。
- (2) 後退用地 法第42条第2項の規定により狭あい道路の境界線とみなされる線と狭あい道路との間の部分の土地をいう。
- (3) すみ切り用地 狭あい道路が他の狭あい道路又は幅員6メートル未満の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は狭あい道路が屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）において角地の隅角をはさむ辺の交点を頂点とし、これらの辺を等辺とする底辺2メートルの二等辺三角形の部分の土地をいう。
- (4) 拡幅整備 後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）を避難及び通行の安全上支障がないと市長が認める状態にすることをいう。
- (5) 建築主等 建築主、工作物の築造主又は土地の所有者をいう。
- (6) 後退線 後退用地等の敷地側の境界線をいう。
- (7) 舗装整備 後退線を明確にするとともに既存道路部分と平滑となるよう後退用地等の舗装を行い、通行に支障のない形態にすることをいう。

### (事前協議)

第3条 市長は、法第6条第1項又は第6条の2第1項（法第88条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者に対し、当該確認の申請をする日前に拡幅整備について市長に協議するよう指導するものとする。

2 前項の規定による協議は、狭あい道路拡幅整備協議書（別記様式第1号）正副2通に、それぞれ次に掲げる書類及び図書を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 委任状（建築主等から委任を受けた場合に限る。）
- (2) 建築士又は行政書士の資格を有することを証する書類（建築主等から委任を受けた場合に限る。）
- (3) 付近見取図
- (4) 現況配置図（既存建築物がある場合はその建築物の配置を図示したもの。）
- (5) 計画配置図（既存建築物がある場合は、その建築物の配置を図示し、用途上の可分又は不可分の有無を記入したもの。）
- (6) 後退用地等の求積図（後退用地及びすみ切り用地の求積図をそれぞれ作成したもの。）
- (7) 後退用地等の整備方法を示す図面
- (8) 現地の状況が分かるもの（写真等）

3 狭あい道路に接する土地の所有者は、いつでも、拡幅整備について市長に協議することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 第1項又は前項の規定による協議が整ったときは、狭あい道路拡幅整備協議結果通知書（別

記様式第2号)及び受付印を押した狭あい道路拡幅整備協議書の副本を当該協議をした者に交付するものとする。

- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による協議により建築主等が、後退用地等を舗装整備するときは、前項の規定による交付の際に、後退線明示プレート(別記様式第4号)を交付するものとする。
- 6 前項の規定により後退線明示プレートの交付を受けた者は、当該後退線明示プレートを後退線の上に設置しなければならない。
- 7 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書を交付された者が協議により定められた事項について変更をしようとする場合は、狭あい道路拡幅整備変更協議書(別記様式第3号)正副2通に、それぞれ第2項各号に掲げる書類及び図書(変更に係る書類又は図書に限る。)を添えて市長に提出するものとする。
- 8 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による協議が整った場合について準用する。この場合において、第4項中「狭あい道路拡幅整備協議書」とあるのは、「狭あい道路拡幅整備変更協議書」と読み替えるものとする。

(指導及び勧告)

第4条 市長は、建築主等が前条第1項の規定による協議をせずに同項に規定する確認の申請をしたときは、同項の規定による協議をするよう勧告することができる。

- 2 市長は、建築主等が前条第7項に規定する場合において、同項の規定による協議をしないときは、これらの者に対し、当該協議をするよう勧告をすることができる。
- 3 市長は、建築主等が前条第1項又は第3項の規定による協議(同条第7項に規定する場合において、同項の規定による協議をしたときにあつては、当該協議)により定められた事項と異なる建築、築造その他の行為をしたと認めるときは、これらの者に対し、当該行為の是正をするよう指導し、又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第5条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為等を伴う場合
- (2) 法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造において、位置指定道路の指定範囲の敷地が同条第2項の道路に接し後退する場合

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の和歌山市狭あい道路拡幅整備に係る協議に関する要綱別記様式第1号及び別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

## 狭あい道路拡幅整備協議書

（宛先）和歌山市長

年 月 日

和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱第3条第 項の規定により後退用地等の整備について協議します。この協議書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

敷地の地名地番	和歌山市				
申出者 (建築主等)	住所				
	しめい 氏名	電話番号 ( )			
設計者	住所				
	しめい 氏名	電話番号 ( )			
道路種別	<input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
後退方法	<input type="checkbox"/> 中心後退 <input type="checkbox"/> 一方後退(がけ・水路) <input type="checkbox"/> 後退不要				
整備方法	<input type="checkbox"/> 後退のみ(整備しない) <input type="checkbox"/> 道路状に整備(舗装・未舗装・その他) <input type="checkbox"/> 既設舗装 ※舗装種別(アスファルト舗装・コンクリート舗装・その他)				
前面道路の道路 形態	方向	現況幅員(メートル)	後退幅員(メートル)	後退延長(メートル)	後退面積(平方メートル)
	(記入例) 北側	3.00~4.00m	0.00~0.50m	8.00m	3.20㎡
	すみ切り	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (すみ切り用地面積: )			平方メートル
境界確定	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
工事着工予定	年 月 日	工事完了予定		年 月 日	
現状、後退用地 内にある施設	<input type="checkbox"/> 集水ます <input type="checkbox"/> 汚水ます <input type="checkbox"/> 埋設配管類 <input type="checkbox"/> 止水栓等 <input type="checkbox"/> 門・塀				
	<input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> 街路灯 <input type="checkbox"/> 交通標識 <input type="checkbox"/> 樹木等 <input type="checkbox"/> 花壇				
	<input type="checkbox"/> よう壁 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
後退用地内にある施設の処置等					
添付図書					

様

和歌山市長

印

## 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書

和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱第3条第4項（同条第8項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり協議が終了したことを通知します。

- 敷地の地名地番
- 協議内容

別記様式第3号（第3条関係）

## 狭あい道路拡幅整備変更協議書

（宛先）和歌山市長

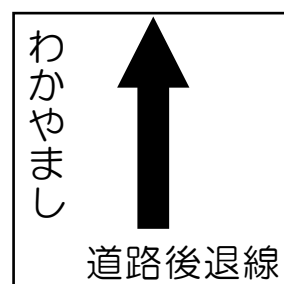
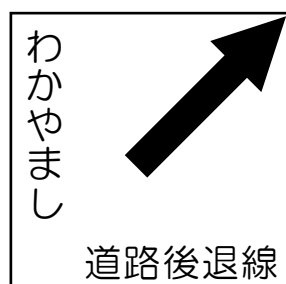
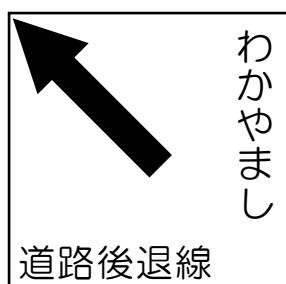
年 月 日

和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱第3条第7項の規定により協議内容の変更について協議します。この協議書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

申出者 (建築主等)	住所	協議結果通知書の通知番号				
	しめい 氏名	電話番号 ( )				
敷地の地名地番	前	和歌山市				
	後	和歌山市				
建築主等 ・ 設計者 (どちらかに○)	前	住所				
		しめい 氏名	電話番号 ( )			
	後	住所				
		しめい 氏名	電話番号 ( )			
前面道路の道路 形態	前	方向	現況幅員 (メートル)	後退幅員 (メートル)	後退延長 (メートル)	後退面積 (平方メートル)
	すみ切り	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (すみ切り用地面積: 平方メートル)				
前面道路の道路 形態	後	方向	現況幅員 (メートル)	後退幅員 (メートル)	後退延長 (メートル)	後退面積 (平方メートル)
	すみ切り	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (すみ切り用地面積: 平方メートル)				
舗装整備の方法	前	・未舗装 (形状のみ) ・アスファルト舗装整備 ・コンクリート舗装整備 ・その他				
	後	・未舗装 (形状のみ) ・アスファルト舗装整備 ・コンクリート舗装整備 ・その他				
その他の変更に係る内容						

別記様式第4号（第3条関係）

後退線明示プレート



- (注) 1 材質 ステンレス  
2 寸法 縦 4センチメートル  
横 4センチメートル  
厚さ 2ミリメートル  
3 無塗装に黒文字とし、矢印は赤色とする。